

長 寿 第 6 3 8 号
平成28年6月28日

各居宅介護支援事業所 管理者 殿
(特定事業所加算算定居宅介護支援事業所)

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

平成28年度岡山県介護支援専門員実務研修の見学実習受入事業所の登録
申請について (依頼)

このことについて、平成28年度から、介護支援専門員実務研修において、おおむね3日程度の実地
見学実習が研修カリキュラムとして追加されることとなりました。

この実務研修の見学実習受入事業所については、主任介護支援専門員を配置し、特定事業所加算を算
定している居宅介護支援事業所のような指導体制が整っている事業所が適切とされています。

より充実した実務研修を実施し、質の高い介護支援専門員を養成していくため、貴事業所のような指
導体制が整っている居宅介護支援事業所の協力が不可欠と考えておりますので、当該研修の趣旨を考慮
いただき、ご協力をお願いしたいと存じます。

なお、ご協力いただける場合は、別添登録申請書(第1号様式)により、実習受入事業所としての登
録をお願いします。登録後の事務、実習受入までの流れについては別紙をご確認いただき、下記期間ま
でに登録申請書を提出いただきますようお願いいたします。

また、実習受入事業所を対象として、岡山県社会福祉協議会が「平成28年度岡山県介護支援専門員
実務研修見学実習指導者養成研修」を開催いたしますので、受講いただきますようお願いいたします。
(案内同封)

【登録依頼期間】 平成28年7月末まで
登録申請書は郵送により下記住所まで提出願います。

《留意事項》

※平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日(11月22日)から、介護支援専門員実務研修の実習等に協
力又は協力体制を確保していることが居宅介護支援の特定事業所加算の算定要件に追加されます。

※上記合格発表日以降の加算算定については、体制届の添付書類に、別添登録決定通知書(第2号様式)(写し)を追加
する予定としております。(詳細につきましては、後日改めて通知致します。)

※登録は極力上記期間内にお願います。ただし、やむを得ない場合は、上記期間以降も受付は可能です。

(お問い合わせ・登録申請書提出先)

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健福祉部長寿社会課

長寿社会企画班(研修担当) TEL:086-226-7326

事業者指導班(加算算定担当) TEL:086-226-7325

*加算算定については、岡山市・倉敷市・新見市所在の事業所はそれぞれの担
当課にお問い合わせください。

別紙

平成 28 年度介護支援専門員実務研修の実習受入のながれ

【介護支援専門員実務研修とは】

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者を対象とした法定研修で、毎年1～5月頃にかけて、県が研修実施機関に委託して実施しています。

研修課程は、介護保険法施行規則で定められています。

【実習先】

特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所等を想定しています。

【受け入れる実習生の人数】

3～5名程度を想定（年により合格者数に応じて変動します）

【実習目的】

介護支援専門員が行う、一連のケアマネジメントプロセスを同行・見学し経験することで、実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識することを目的としています。

【実習内容】

「インテーク場面」、「アセスメント場面」、「プランニング場面」、「サービス担当者会議場面」、「モニタリング場面」、「給付管理場面」の6場面における各項目の内容について、実際に使用している書類等に基づいた説明、および利用者のもとへの同行・見学実習を行います。

【実習指導者】

主任介護支援専門員

【実習期間】

平成29年1月中旬～4月末までのうち、概ね3日間程度。

3日間というのは決められた日数ではありません。各項目の内容を指導することが重要であり、日数・時間数は区切りませんので3日間より少なくても問題ありません。

具体的な日程については、受入受講者決定後、研修実施機関、受講者本人との調整により決定します。

【実習費】

1人あたり3,000円（実習に係る経費として）

すべての実習修了後、実績に応じてお支払いする予定です。

【実習受入に関する事務のながれ】

時 期	内 容
H28年7月中	・介護支援専門員実務研修実習受入事業所の登録申請【第1号様式】
H28年8月	・岡山県が、申請に基づき受入事業所として登録決定【第2号様式】 ・研修実施機関（県社協）による見学実習指導者研修開催（8/6）
H28年10月	・実習受入事業所と研修実施機関との間で、受入に関する委託契約を締結。
H28年12月頃	・受講者の受入人数・氏名等を実習受入事業所へ通知 【第3号、第4号様式】
H29年1月中旬	・受講者から各実習受入事業所へ連絡 ・各事業所において実習の日程調整を行い、受入予定表を提出する。
H29年4月末	・実習を終え、実習報告書の作成（受講者・事業所）
H29年5月上旬	・受講者が研修実施機関へ報告書を提出 →研修実施機関にて見学実習の修了認定 ・研修実施機関から委託費用の支払

*実習の具体的な内容、マニュアル等については、8月に行われる『見学実習指導者研修』などで、今後ご案内していきます。

*研修は、岡山県が県社会福祉協議会に委託して実施しますので、実習期間中の具体的な連絡・調整については、県社会福祉協議会と行っていただくことになります。

○問い合わせ先

岡山県保健福祉部長寿社会課 担当：中村

Tel 086-226-7326